



原発メーカー訴訟弁護団通信 第3号

Newsletter of Lawsuit Against the Nuclear Reactor Builders

編集・発行：原発メーカー訴訟弁護団事務局

住所：〒104-0045 東京都中央区築地3-9-10 築地ビル3階
アーライツ法律事務所気付

eMail：bengodan@nonukesrights.holy.jp

Website：http://nonukesrights.holy.jp

発行日 2015.01.28

vol.3

カンパのご協力をよろしくお願いたします！

ゆうちょ銀行口座（普通総合）

記号：10110 番号：4021431 加入者名：原発メーカー訴訟弁護団

他金融機関からの振込の場合

店名：〇一八（ゼロイチハチ） 店番：018 預金種目：普通預金 口座番号：0402143

原発メーカー訴訟原告の皆さま

原発メーカー訴訟弁護団通信第3号をお届けいたします。今回は原告団世話人会からのお知らせと弁護団からの書面の二つが弁護団通信に同封されておりますので、ご確認ください。

第3号よりメールアドレスをお持ちの方にはメルマガ形式でお送りしています。印刷したものをご希望になった方達には引き続き郵送でお送りしています。

新しいホームページも立ち上がり、弁護団固有のeメールアドレスもできました。どうぞご利用ください。

原発メーカー訴訟弁護団事務局

弁護団とのホットライン

寺田伸子弁護士が待機して、対応いたします。この機会に是非ご質問やご意見を弁護団にお寄せください。

毎週木曜日 16時～18時（2月26日はお休みします）

電話番号 アーライツ法律事務所 03-6264-1990

*できるだけ多くの方にご利用いただくため、通話時間を制限することがありますが、ご了承ください。

*ひとまず第1回口頭弁論期日までの開設といたします。



目次

1. 原発メーカー訴訟の現在の状況（弁護団事務局 寺田伸子）
2. 「原発メーカー訴訟の会」と「原告団全体」、及び弁護団との関係について
3. 寄稿：『原発とトイレ』 最首悟（原発メーカー訴訟原告）
4. 弁護士のつぶやき～第2回『Rock & Law!』（弁護士 奥山倫行）
5. 第2回学習会のお知らせ
6. 原発メーカー訴訟原告団・弁護団公式サイトのお知らせ
7. 会計報告（弁護団事務局 岩永和大）
8. 映画『日本と原発』



1. 原発メーカー訴訟の現在の状況

原発メーカー訴訟（平成 26 年〔ワ〕第 2146 号事件、同 5824 号事件）の現在の状況についてアップデートいたします。東京地裁民事 24 部では、これまで書記官がチェックしていた当事者目録と委任状について、裁判官らが確認する作業を行っています。裁判所によりますと、この作業は 1 月中に終了する見込みであり、2 月に入ってから訴状を被告側に送達し、被告側代理人が受任したところで、第 1 回口頭弁論期日の日時を含む訴訟の進行について原告側、被告側、裁判所が協議する期日が 3 月に設けられる予定です。第 1 回口頭弁論期日は、大法廷を予定しています。

弁護団事務局 寺田伸子

2. 「原発メーカー訴訟の会」と「原告団全体」、及び弁護団との関係について

弁護団より「原発メーカー訴訟の会事務局」宛てに同会との協力体制を期して以下の書面を送付しました。ご参考までに掲載いたします。

2015 年 1 月 21 日

原発メーカー訴訟の会事務局 御中

「原発メーカー訴訟の会」と「原告団全体」、及び弁護団との関係について

原発メーカー訴訟弁護団

弁護団は、2015 年 1 月 9 日に『「原発メーカー訴訟の会」の「総会」及び「会費徴収」についての見解』（以下「総会・会費徴収に対する弁護団見解」といいます）を、原発メーカー訴訟の原告の皆様に対して公表しております。この書面の趣旨をご説明し、加えて「原発メーカー訴訟の会」（以下「訴訟の会」といいます）と弁護団との協力体制について確認いたしたく、本書を記します。

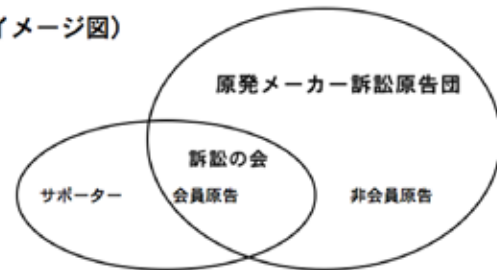
本訴訟においては、貴事務局の活動により、海外を含む各地から多くの原告を集め、また訴状提出後は、貴事務局が委任状や当事者目録の整備、原告との連絡

において膨大な作業を担当してくださったという経緯があります。この間のご尽力に対し、改めて感謝申し上げます。

一方、さまざまな意見の相違や混乱から、その後、相当数の原告が訴訟の会を脱会することになりました。また、貴事務局は、会員についてのみ事務を行い、非会員に関する事務は行わないことを明言しています。

しかし、会員・非会員を問わず、訴状添付の当事者目録に氏名が記載され、訴えを提起する当事者となった方々が自動的に「原発メーカー訴訟原告団」（以下「原告団」といいます。）を形成していることは言うまでもありません。訴訟の会は、原告団を形成する原告の一部とサポーターが任意的に加入する団体というようになります。

（イメージ図）



したがって、訴訟の会の総会は、原告団の意思決定機関にはなり得ず、非会員原告は、総会の決定に拘束されることはありません。また、非会員原告には、訴訟の会に対して会費を支払う義務はありません。訴訟の会の「会報 No.1」は、同封の振込用紙に「原告年会費」の記載があるなど、本訴訟の原告すべてが会費を支払わなければならないかのような誤解を与えるもので、この点は法的にも重大な問題があります。貴事務局においては、これを十分にご理解いただき、然るべき対応をされるようお願いいたします。

但し、「総会・会費徴収に対する弁護団見解」は、上記の事実関係に基づき、法的観点から見解を述べたものであり、訴訟の会の存在や組織内の事務について論評する意図から出されたものではないことも付言いたします。

訴訟の会の目的や趣旨に賛同する原告及びサポーターが同会を基盤として、また非会員である原告がそれぞれの確固たる信念により、いずれも本訴訟に積極的に参加し、訴訟遂行の大きな原動力となってくださ

ることは、弁護団にとってまさに歓迎すべきことと考えています。また、このように訴訟の会と原告団の関係を相互に確認した上で、訴訟の会及びその事務局と弁護団とは、今後、十分な協力体制を構築していくための議論を始められるものと期待しています。さらに、訴訟が進む中で原告団全体をとりまとめる事務をする機関も必要となりますが、その場合にも訴訟の会事務局が共働して、弁護団を支えてくれることもまた、強く希望されることです。

本訴訟については、現在、裁判所において裁判官による当事者目録等の確認が行われており、いよいよ訴状送達、進行協議期日等の手続きが間近になってきました。被告3社にはそれぞれ複数の、また熟練の代理人弁護士が就くと予想され、勝ち抜くまでの道りは極めて厳しいものとなるでしょう。すべての原告と弁護団は一丸となって、ノー・ニュークス権を確立し、責任集中体制を粉砕することによって、世界の原発体制に風穴を空けましょう。

No Nukes!

以上

3. 寄稿 『原発とトイレ』

最首悟（原発メーカー訴訟原告）

トイレがダメになって取り替えた。立ち上がると水が流れる。至れり尽くせりである。そんなにしなくてもと思うものの、便利であり、快適である。そんなにしなくてもという思いの中に、とにかく水が流れて、そして詰まらなければよい、つまり、水が流れず詰まったらどうしようもない、生活が成り立たないという思いがドンとある。

原発にトイレがない。どうしようもない話ではないか。

アパートでも、マンションでも高層建築に住むものかと痛切に思ったことがあった。60年代末の大学闘争、それはお金だけの科学技術文明批判を根底にはらむものであった。東大では69年1月18日大規模な機動隊導入があった。わたしは32歳の助手であったのだが、東大教養学部、いわゆる駒場の第8本館に学生75人と籠城していた。この籠城はその3日後の21日までおこなわれたのだが、大きな建物と言え

ない4階建ての、その1階を除く部分に水道電気を断たれ包囲されてから、2週間強をすごした。

閉じこもって、思ってもみなかった事態がすぐに発生した。大小便の始末である。食料は長期戦を想定して女子学生たちが厳重に管理したので、空腹であるけれど飢えなかった。しかし少量でも食べたからには出さねばならない。それぞれの階の便器はあつという間に大便と新聞紙で山盛りになった。新聞紙でくるんで包囲陣に投げつければ一石二鳥ではという意見が真面目に出された。実現しなかったが。

水洗便所は水がなければ無用の長物、でも一戸建てなら、庭とまでゆかずとも穴を掘って埋めて当座はしのげるスペースがあるだろう。高層建築に住みたくないとほんとに思った。

名古屋市水道局の「水のライブラリー」のトイレの話から——「近世になっても、パリやロンドンなどの都市では、3・4階の建物が多く、共同トイレが屋外にあったため、上の階の住民は用足しに降りてくるのが面倒なので『おまる』を愛用して、夜のうちに窓から糞尿を投げ捨てていたので、道路は汚物でぬかるみ、悪臭を漂わせていました」。すさまじい様子である。ロンドンも同じ。ハイヒールや帽子や傘が必需であった。水洗トイレが行き渡るのは第2次大戦後のことだという。

しかし水洗トイレの問題がなくなったわけではない。水に流した汚物は川や海に放出された。そして富栄養化の問題が起こる。舟で沖合に運んで投棄しても同じ問題が起こる。最後はやはり生物頼み、活性汚泥処理をするしかないとして実現したのが、日本では1971年である。

話をまとめると、都市のトイレは汚物を水に流し、そして微生物による分解に頼るしかないということである。

前置きが長くなったが、これで、周知のように、原発にトイレはないということがはっきりする。トイレを原発開発設置段階で考慮しなかったのではなく、そもそもトイレはつくりようがないのである。樋田敦はそのことを端的に放射性廃棄物はない、あるのは放射性廃物のみと言った。廃物はプルトニウムを生み出すので廃物どころではない。そのことも相俟って、固形化し、穴を掘って埋めるしかない。

そもそもトイレなき原発などで大騒ぎするのがおかしいという意見は根強い。例えばNHK上がりの池田信夫などそうである。六ヶ所村の再処理の経済性は疑わしいので、いずれ不要になる、その跡地利用として埋めればよい。施設もあるから管理に容易だしプル

トノウムも取り出せる。実現しないのは政治が障害になっているからだ。妨げているのが、ゼロリスクを求める国民感情と、それに迎合する政治家やマスコミである。おまけに学術会議の科学者までゼロリスクの大合唱に加わるようでは、合意形成の道は遠い、というのである。なり振りかまわぬこのガムシャラぶりが通ってゆくのか。ゼロリスクこそ掲げる旗である。

4. 弁護士のつぶやき～第2回

「Rock & Law!」 奥山倫行(札幌弁護士会所属/55期)

私は55期の弁護士です。弁護士になって最初の5年弱は東京のTMI総合法律事務所に勤務していましたが、その後、故郷である札幌の地で同期の安藤誠悟弁護士と共にアンビシャス総合法律事務所を設立し、日々の業務を行っています。クライアントは企業や事業者が殆どで、いわゆる企業法務の分野を中心に日々の業務を行ってきました。

私が原発メーカー訴訟の弁護団に参加させて頂いたのは、2013年に弁護団長の島昭宏先生からお声掛け頂いたのがきっかけでした。以前から、レピッシュのMAGUMIさんから何度か「紹介するから」というお話を頂いており、私もずっと島先生にお会いしたいと願っていました。その願いが叶ったのが恵比寿の「たつや」(焼き鳥)でした。そのとき、どのようなお話をさせて頂いたかは、お酒と時間の経過によって、今では多少記憶が薄らいでしまっていますが、大好きなROCKの話以外にも、弁護士として取り組むべき活動や運動の話をさせて頂いた記憶があります。



私は島先生のようにミュージシャンとして活動してきたわけではありませんが、昔からとにかくROCKが好きで、そのような趣味が高じて、2009年から「弁護士奥山倫行のロック裁判所」(現在は全国49のコミュニティFM局で放映中)というタイトルのラジオ番組を担当させて頂いたり、また、昨年12月には同番組の中で紹介したエピソードを纏めた「ロックで学ぶ!リーガルマインド」(花伝社/2014年)という書籍も出版させ

て頂いたりしてきました。

島先生から原発メーカー訴訟の弁護団への参加についてお話を頂いたときには、正直なところ、僅かな躊躇がありました。弁護士になっただけで企業法務の分野の業務を行ってきましたので、原発メーカー訴訟の弁護団に参加することが日々の業務に影響があるのではないかという考えが浮かんだからです。ただ、そのような迷いを一瞬で吹き飛ばしてくれたのは、島先生の澄んだ瞳と、情熱的な言葉の数々でした。一見、無縁のようなROCKと法律には、実は沢山の共通点があります。その1つがROCKにも法律にも「人々が幸せに生きるための知恵」が溢れているということです。原発メーカー訴訟の道は決して楽ではないかもしれませんが、弁護士として、いやそれ以前にこの国に住み暮らす1人の人間として、立ち向かうべき大きな不正義がそこにあります。1人でも多くの人々が幸せに生きるために、微力ではございますが、北の大地から参加させていただきます。引き続きどうぞ宜しくお願いいたします。

5. 第2回学習会のお知らせ

大飯原発差止判決を引き出した若手弁護士、笠原一浩氏、全国各地の脱原発訴訟を主導する老練な弁護士、河合弘之氏、東電株主代表訴訟に早くから取り組んできた木村結氏を迎えて、脱原発訴訟の意義、抱える問題、どうしたらその問題を突破できるのか、現状をお話いただきます。ぜひご参加ください。

日にち： 2015年2月4日(水)

場所： スペースたんぼぼ (水道橋駅西口)

東京都千代田区三崎町2-6-2 ダイナミックビル4階 TEL:03-3238-9035

時間： 18:00 開場

18:30-19:15 講演「人格権とノーニュークス権」(笠原一浩弁護士)

19:15-19:20 籠橋隆明さん(日本環境法律家連盟(JELF)代表)挨拶

19:20-20:30 「脱原発訴訟について」

(河合弘之弁護士、笠原一浩弁護士、木村結さん)(Q&Aセッションを含む)

参加費： 500円

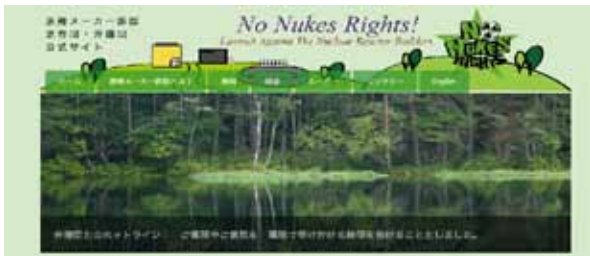
今回の学習会は公開となります。原告以外の方、他の原発訴訟の関係者の方たちも参加自由となっています。また、前回同様、動画の撮影が入り、Youtubeで流れる予定です。

6. 原発メーカー訴訟原告団・弁護団公式サイトのお知らせ

新しいホームページができました。

<http://nonukesrights.holy.jp>

新しいホームページは皆さんのホームページです。原告全員と弁護団が共有すべき情報を載せ、この訴訟を外に向けてPRして行く大事な「顔」でもあります。



スライドする写真を募集しています！

写真のコンセプトは原発で失いたくない、失わせない、美しい日本の四季や世界の貴重な風景の写真です。サイズは980 x 180 pxです。それ以上の大きさの写真画像でしたら、載せることができます。載せたい写真がありましたら、どうぞ bengodan@nonukesrights.holy.jp 宛てにメールでお知らせください。お待ちしております。

重要な情報の多言語化を進めています！

現在は英語と中国語で『訴訟の現在の状況』や『訴訟の趣旨と意義』が翻訳されてホームページ上で読むことができるようになりました。ホームページの緑色のメニューバーをクリックして翻訳サイトに飛んでください。まもなくドイツ語にも翻訳される予定です。海外にいる原告でお知り合いの方がいらっしゃいましたら、どうぞお知らせください。

7) 会計報告

2015年1月21日現在の会計報告は以下のとおりです。

収入：

カンパ (12/1/2014 まで)	¥70,602.-
第1回訴状学習会参加費 (12/3 500円 x24名)	¥12,000.-
カンパ (12/2/2014 ~ 1/21/2015)	¥105,000.-
収入合計：	¥187,602.-
	=====

支出：

弁護団通信第1号 印刷/発送費	¥179,58.-
第1回訴状学習会会場費	¥10,000.-
弁護団通信第2号 印刷/発送費	¥139,222.-
レンタルサーバー代 (年)	¥4,050.-
封筒印刷代	¥33,000.-
支出合計：	¥365,856.-
	=====

繰越金：(赤字) △ ¥178,254.-
=====

借入金を支払いに充てていますが、上記のように会計は赤字になっています。弁護団通信の印刷/発送の他に、これからはチラシ、リーフレット、意見書、証人の交通費など、裁判にかかわる出費が予想されます。このままでは活動に支障が出ますので、ご理解の上、カンパのご協力をよろしくお願いいたします。

ゆうちょ銀行口座 (普通総合)：

記号：10110
番号：4021431
加入者名：原発メーカー訴訟弁護団(ゲンパツメーカーソショウベンゴダン)

他金融機関からの振込の場合は：

店名：〇一八 (読み ゼロイチハチ)
店番：018
預金種目：普通預金
口座番号：0402143

弁護団事務局 岩永和大

8) 映画『日本と原発』

2月の上映が追加されました。関東にお住まいの方でまだご覧になっていない方はこの機会に是非ご覧になることをお勧めします。

■ 有料試写会： 渋谷ユーロライブ

2月4日（水）～8日（日） 16：15～／19:00～

■お問い合わせ：03-5511-4427

Kプロジェクト：井手・廣中（平日9:30～17:30まで）

■アクセス：渋谷駅ハチ公口から徒歩10分

文化村前交差点左折

（東京都渋谷区円山町1-5 KINOHAUSE2階）

また各地での自主上映の予定も公式サイトをご覧ください。<http://www.nihontogenpatsu.com/>

映画『日本と原発』は英語版が制作され、海外進出が決まりました。世界各地の映画祭、コンテストにも出場が予定されています。日本の現状を海外に発信する素晴らしいツールとなりました。応援しましょう！